平成２５年（フ）第２３２号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字郷東45番地８
ベルトピア一宮３・302号
債務者　小池　健治
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４４０号
京都市伏見区醍醐合場町20番地３
債務者　白鳥　順浩
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６１３号
京都市西京区大枝北福西町１丁目３番地の１32棟1105号
債務者　辻井　香織
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７２０号
京都府宇治市宇治蔭山59番地の122
債務者　迫田　啓二
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７４８号
京都市伏見区横大路貴船66番地３、前住所京都市下京区西七条南東野町146番地２
債務者　久保田真由（旧姓裏谷）
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３９号
京都府宮津市字日ケ谷1975番地　千葉真也方
債務者　髙木　明美
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第１７８号
兵庫県姫路市北今宿３丁目５番39号フォレスト光106号室
債務者　竹本　和弘
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２２６号
兵庫県加古川市平岡町新在家1457番地の６
債務者　吉川　直樹
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２５７号
兵庫県姫路市御国野町御着704番地３
債務者　石元　美和
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２７８号
兵庫県姫路市白国１丁目７番30―404号シャトー三和Ⅱ
債務者　丸山　節雄
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３０１号
兵庫県姫路市土山２丁目８番６号　ゆめさき荘第２
債務者　田中　　明
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４８４号
広島市安佐南区大町東１丁目19番23―105号
債務者　二野川　敬
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５０５号
広島市南区宇品東３丁目６番26号
債務者　大坪ひろみ
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５６０号
広島市中区西平塚町４番６―407号
債務者　河野　厚志
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４９２号
福岡市東区唐原７丁目３番29号
債務者　案浦　幸子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４６６号
福岡市中央区平尾４丁目１番17―401号
債務者　吉田　浩幸
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４６７号
福岡市東区社領１丁目11番10―202号
債務者　小山恵美子
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６２４号
福岡市東区御島崎１丁目15番308号
債務者　中西　亜弥
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部